

役員の変更登記 手続きの確認について

注目トピックス

01 | 役員の変更登記手続きの確認

会社法が施行されてから、今年の4月で丸10年を迎えることになります。役員の任期を10年としている会社はとて多いようですので、役員の変更登記手続きについて解説します。

特集

02 | 熊本地震の義援金に関するFAQを公表

国税庁と熊本国税局は、「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」、「平成28年4月の熊本地震災害により被害を受けた方の税務上の措置FAQ」を公表しました。義援金を支払った場合の取扱いについて解説します。

03 | 内部留保とは

最近「内部留保」という言葉を新聞やニュースでもよく見聞きするようになりましたが、誤って理解されていることが多いようです。

話題のビジネス書をナナメ読み

04 | あれか、これか (ダイヤモンド社)

ファイナンスの解説書として出回っているものは、専門的で非常に難解です。本書はその難解な部分をクイズ形式で紹介し、入門者にとって楽しめながら学べます。概要や考え方を知る上でオススメの一冊です。



役員の変更登記手続きの確認

会社法が施行されてから、今年の4月で丸10年を迎えることになります。役員の任期を10年としている会社はとて多いようですので、役員の変更登記手続きについて解説します。

はじめに

会社法が施行されてから、今年の4月で丸10年を迎えることになります。役員の任期を10年としている会社はとて多いようですので、役員の変更登記手続きについて解説します。

会社法施行から10年

会社法上、役員（取締役）の任期は、原則2年とされていますが、非公開会社（株式譲渡制限会社）については、定款を変更することで10年に延長できることになっています。

そして、中小企業の多くが、役員の任期を10年に設定しています。会社法施行直後に設立され、役員の任期を10年とする中小企業などは、今年初めて「役員の変更登記」を行う必要があるため、その流れ等を確認したいと思います。

会社の登記内容に変更があった場合には、当然、所轄の法務局に対して、その変更内容を登記する必要があります。役員が退任し、新たに別の役員が就任する場合はもちろん、任期を迎えた役員が再任する場合も変更登記の対象となります。

変更登記の申請は、以下の流れで実施します。

1. 変更が生じたとき（株主総会の決議等）から2週間以内に行う
2. 法務局に「変更登記申請書」や株主総会議事録等を提出する
3. 登録免許税1万円（資本金1億円超の法人は3万円）を納付する

変更登記を忘れてしまうと、100万円以下の罰則が課されることとなっています。変更登記が1年遅れると3万円程度の罰則が課せられているというのが現実のところかと思います。

添付書類の確認も

なお、役員が再任する場合は関係ありませんが、平成27年2月27日より、新たな役員が就任する場合の変更登記の添付書類が見直されています。

「変更登記申請書」などに加えて、新たに就任する役員の「住民票記載事項証明書」や「運転免許証の写し」といった本人確認証明書を添付して提出する必要があります。

職権解散には注意が必要

株式会社の場合、最後の登記から12年間何も登記が行われていないときは法務局の職権により会社が解散したものとみなされてしまうため注意が必要です。

役員の任期を最長の10年としていたとしても、10年間に1回は登記が発生するため、12年間登記が行われていない会社は休眠会社として取り扱われるからです。

12年の間に登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けているかどうかは関係ありません。解散したものとみなされたとしても所定の手続きを踏むことで法人を継続することは可能ですが、手続き的にも煩雑であるため自社の登記履歴について一度確認しておいた方がよいかもしれません。

役員の変更登記についてのご相談は、当事務所までお気軽にお問合せください。

熊本地震の義援金に関する FAQ を公表

はじめに

国税庁と熊本国税局は、「義援金に関する税務上の取扱い FAQ」、「平成 28 年 4 月の熊本地震災害により被害を受けた方の税務上の措置 FAQ」を公表しました。義援金を支払った場合の取扱いについて解説します。

国や地方公共団体に対する寄付金は全額損金算入

法人が支出する義援金が「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当するものであれば、その支出額のうち全額が損金の額に算入されます。

今回の地震により、各団体が義援金の呼びかけを行っていますが、熊本県下や大分県県下の災害対策本部や、日本赤十字社への義援金については、「国等に対する寄付金」に該当するものとして、その全額が損金の額に算入されます。ただし、日本赤十字社への寄付であっても、「平成 28 年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金が対象であり、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでない場合には、一定の方法により計算した損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

このほか、NPO 法人に対して義援金を支払うケースも考えられますが、認定 NPO 法人や、公益社団法人・公益財団法人に対して支払う場合についても、一定額が損金の額に算入されます。

支払後は受領証等を保存

確定申告時には、義援金を支払ったことを証明するための資料を用意する必要があります。義援金の支払の証明で認められるのは、主に寄付日、寄付者、寄付金額、専用口座に振込みを行った旨が示された書類です。受領証や領収書のほか、上記項目の示された振入票の控え等に加え、振入先の詳しい内容のわかる資料（ホームページ等）を用意す

国税庁と熊本国税局は、「義援金に関する税務上の取扱い FAQ」、「平成 28 年 4 月の熊本地震災害により被害を受けた方の税務上の措置 FAQ」を公表しました。

ることで証明可能です。法人が義援金を支払った場合には、義援金を支出したことを確認できるこれらの書類を保存する必要があります。

主な義援金支払先と課税関係

支払先	取扱い	損金算入額
災害対策本部	国等に対する寄付金	全額
日本赤十字社 ※専用口座	国等に対する寄付金	全額
日本赤十字社 ※上以外の口座	特定公益推進法人に対する寄付金	一定の金額
認定 NPO 法人	特定公益推進法人に対する寄付金	一定の金額
・公益社団法人 ・公益財団法人	特定公益推進法人に対する寄付金	一定の金額
・NPO 法人 ・職場の有志等	一般の寄附金	一定の金額

上記に支払った場合の証明書について

- 受領証や領収書
- 振入票控え等+HP の写しなど振入先の専用口座等がわかる資料
- 専用口座のない募金団体等の預かり証

また、被災地への支援について、義援金ではなく、被災者に対して自社製品を提供する場合もあると思います。災害時の自社製品の提供は、交際費や寄付金には該当せず、損金の額に算入することが可能です。

熊本地震に関連した支出についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

内部留保とは

最近「内部留保」という言葉を新聞やニュースでもよく見聞きするようになりましたが、誤って理解されていることが多いようです。

はじめに

最近「内部留保」という言葉を新聞やニュースでもよく見聞きするようになりましたが、誤って理解されていることが多いようです。

純資産の部の中身

貸借対照表の右下に出てくる純資産の部ですが、この部分の大きなパートを占める「株主資本」は、「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」にわかれます。

資本金と資本剰余金は主に株主が払い込んだお金です。資本金、資本剰余金は、株主が払い込んだ「元手」だというように理解しておけばよいと思います。

そして、利益剰余金は、利益の蓄積です。損益計算書の「当期純利益」から配当などを差し引いていった残りが利益剰余金として蓄積されます。

新聞やニュースで取り上げられる「内部留保」は基本的には利益剰余金のことを指します。

資本金や資本剰余金が「元手」なら、利益剰余金は、その元手を使って生み出した「果実」です。赤字が続くと利益剰余金が底をつき、場合によってはマイナスということもありえます。

そして、利益剰余金のマイナスが大きくなり、純資産全体がマイナスということになれば「債務超過」ということになります。

ただし、ここで注意してほしいのは、利益剰余金は利益の蓄積であって、資金の蓄積ではないということです。利益は、もともとはお金であったかもしれませんが、それを土地や設備などの投資に使っている場合も少なくありません。

つまり、現金やすぐに売れる有価証券などで持っているとは限らないということです。

内部留保の誤解

日本企業は、内部留保がたくさんあるのに派遣社員を切る、あるいは従業員の給料を上げないということがよく話題になりますが、この認識は誤りです。

キャッシュを持っていなければ、雇用を維持することも給料をあげることもできないのです。企業が使えるのは、あくまでも貸借対照表の左側の「資産」であって、それもすぐに使えるのは「流動資産」にある現金や有価証券です。

もちろん、土地や建物を売却すれば資金を作れますが、今使っている工場などをすぐに売ることは難しい場合がほとんどでしょう。

利益剰余金は、貸借対照表の資産をまかなっている資金源ではありますが、それは必ずしも現預金とは限りません。貸借対照表の右側の「負債」や「純資産」は左側の「資産」をまかなうための資金源を表していますが、資金そのものではないのです。

このことは、「自己資本比率」が高くても倒産することがあるということと同様です。自己資本比率は企業の中長期的な安定性を示す指標ですが、短期的な安全性を確保するためには、資産の部、特に流動資産や当座資産を保有する必要があります。

内部留保その他純資産の部についてのご質問は、当事務所までお問い合わせください。

あれか、これか

「本当の値打ち」を見抜くファイナンス理論入門

野口 真人 著

単行本：280 ページ

出版：ダイヤモンド社

価格：1,600 円（税別）

はじめに

ファイナンスの解説書として出回っているものは、専門的で非常に難解です。本書はその難解な部分をクイズ形式で紹介し、楽しみながら学べます。

どれかを差上げます。選んでください。

- ① ギザのピラミッド
- ① ヴェルサイユ宮殿
- ② 現金 10 億円

上記のような提案をされた場合、多くの人は「③現金 10 億円」に魅力を感じることでしょう。ピラミッドやヴェルサイユ宮殿に 10 億円以上の価値があると分かっている、やはり現金は魅力的です。

物の価値を算出するとき、いくつかアプローチ方法があります。誤解されがちな方法としては、その物がいくらかってできたかによって価値を算出する**コスト・アプローチ**（ピラミッドは 10 兆円、ヴェルサイユ宮殿は 400 億円）、既にある同種の物の市場価値から価値を算出する**マーケット・アプローチ**があります。しかし、どちらの方法も弱点があり、不十分です。

本書で紹介されているファイナンスの世界では、「物の価値はそれが生み出すお金の量によって決まる**キャッシュフロー・アプローチ**」が採用されています。この考え方はファイナンスの世界を知る上で非常に重要で、本書を読み解く上でのカギともなるものです。

宝くじ当選者はお金持ちではない

ファイナンスの理論では宝くじの高額当選者をお金持ちとは呼びません。なぜなら現金を最も価値の低い資産に分類しているからです。筆者はこう言います。

物の価値はそれが生み出すキャッシュフローの総和で決まる。これがファイナンスの最も基本的かつ重要な考え方。ここで混同しないで欲しいのは、価値を決めるのが「キャッシュ（現金）」ではなく、キャッシュフロー（お金の流れ）」だという点である。



1 年後の 100 万円は 90.9 万円？

たとえば、銀行の預金金利が 10%だとすると、100 万円預ければ 1 年後には 110 万円になります。つまり、1 年後に 100 万円にしたいければ、今日 90.9 万円預ければよいということです。裏を返せば、**1 年後の 100 万円の今日の価値は 90.9 万円しかない**ことを意味しています。ちなみに、2 年後の場合は 82.6 万円であり、このケースでの金利 10%をファイナンスの世界では割引率と呼びます。このように将来のお金の価値を、現時点での価値に割り戻すことで様々な価値の比較が容易になります。

リスクは危険性ではない

「リスクは危険性ではなく不確実性である」これがファイナンスにおけるリスクの第 1 の特徴だった。もう一つ誤解されがちなのが、「リスクとは悪い結果に関する不確実性だ」ということである。

ファイナンスの理論でのリスクの考え方は悪い方向（ダウンサイド・リスク）だけの意味ではなく、結果の善し悪しについては完全に中立です。予想よりも良いことが起こる可能性を**アップサイド・リスク**と呼び、たとえば持っている不動産の価値上昇などがそれに当たります。経営や人生は判断の連続で、良否のリスクを持ちながら、いかに「良」を味方につけられるかがカギだと筆者はあとがきで締めくくっています。今までの解釈とは少し視点の違うファイナンスの導入書としてオススメの一冊です。